

目標・評価の仕組みについて

論点

- 新しい法人制度において、国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能を確実に確保しつつ、新法人が自律的かつ効率的な経営を実現していくためには、どのような方向性で、国の関与の在り方を含む制度設計を行うべきか。

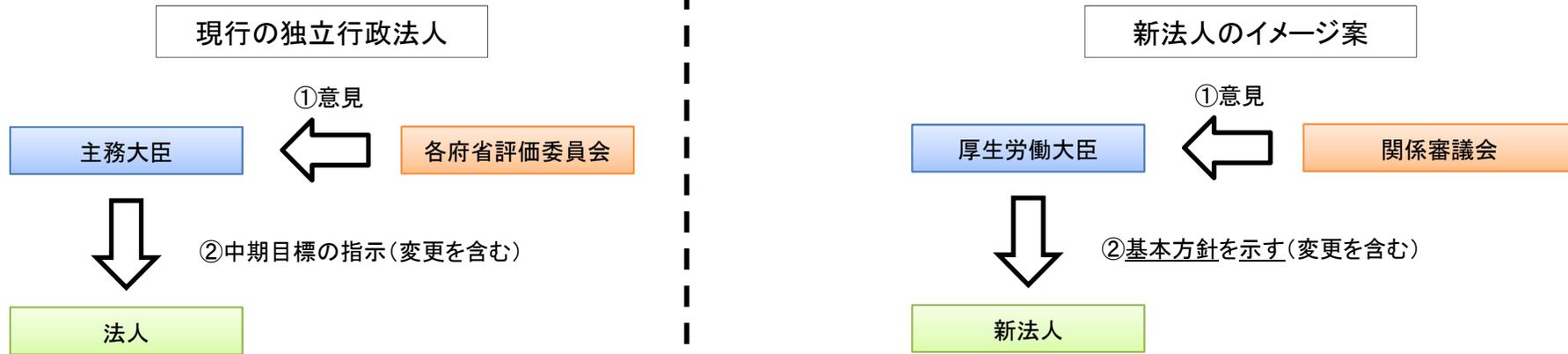
基本的な考え方(案)

新しい法人制度の目標・評価の在り方については、

- 国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能を確実に確保するという観点から、国が医療の特性を踏まえつつ直接評価を行い、必要な改善を促せる仕組みとすべきではないか。
- 法人の機能をより効果的に発揮するため、現行の独立行政法人制度の枠組みにとらわれず、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重すべきではないか。

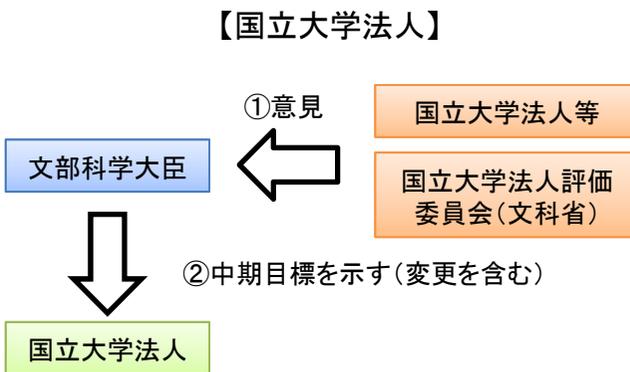
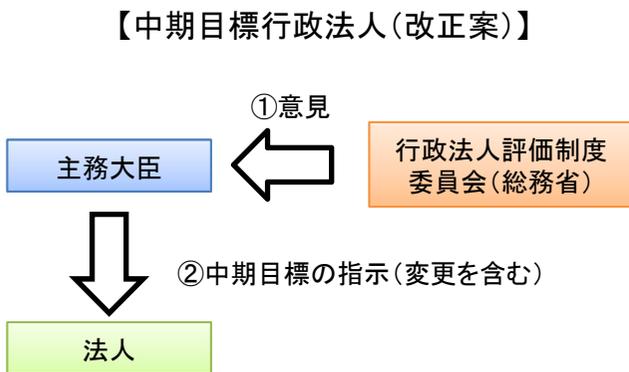
1. 基本方針の提示

【検討の視点】 医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、法人の機能をより効果的に発揮するため、
 ①国からは詳細な指示を行うのではなく、基本的な方向性(基本方針)を示すこととしてはどうか。
 ②基本方針の策定に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。



- 「基本方針」は、以下の内容を想定。
 - ・地域医療の確保を始め、国の医療政策として法人に求められる役割等についての基本的な方向性を示す。
 - ・医療機関全般に求める事項(患者の目線に立った医療の提供、安心・安全な医療の提供)等については、基本方針には規定せず、法人の自主性・自律性に委ねる。
- 「基本方針」は必要に応じて見直す。

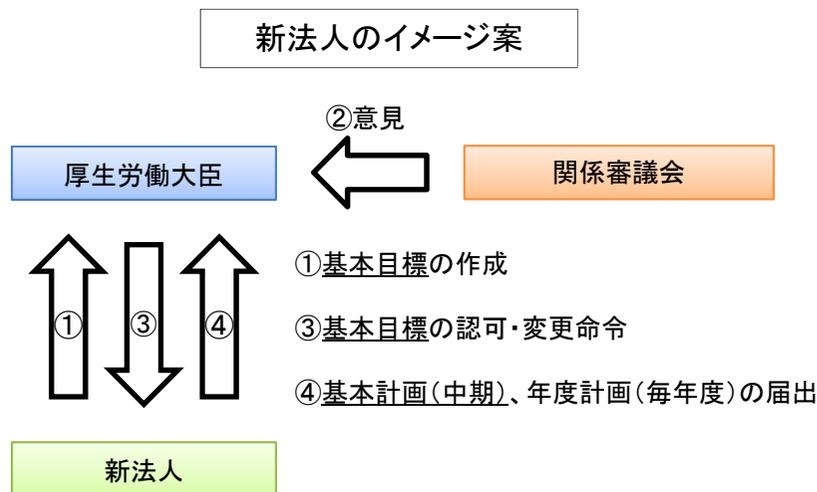
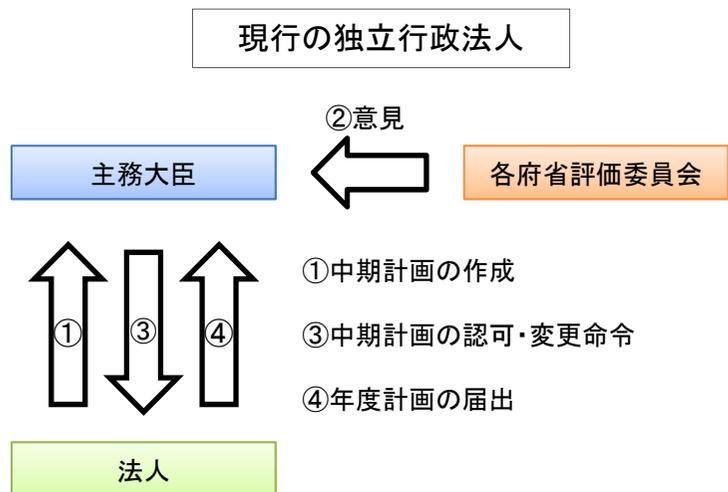
(参考) 他法人の例



【日本赤十字社、社会医療法人】
 (規定なし)

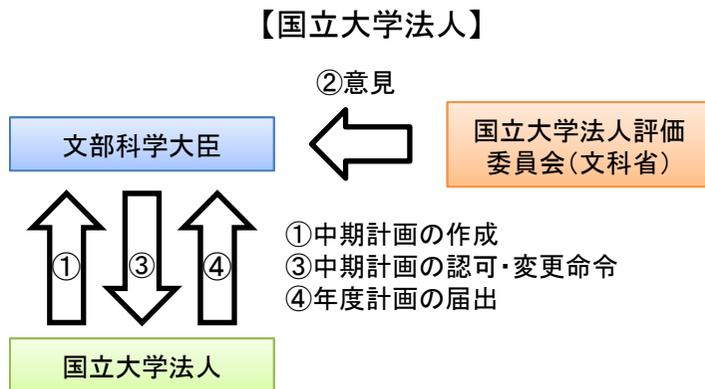
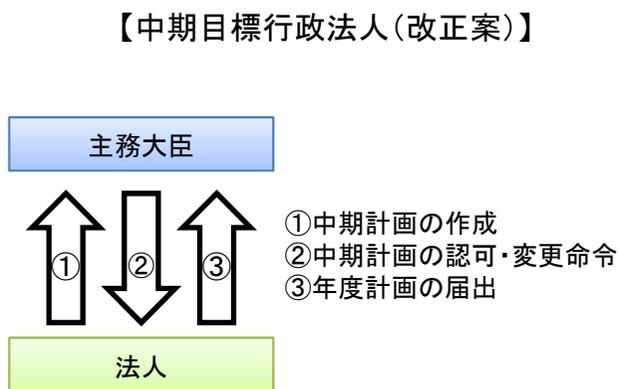
2. 法人による基本目標、基本計画、年度計画の作成

- 【検討の視点】
- ①法人が、国の示す基本方針に基づいて「基本目標」を作成し、国の認可を受けることとしてはどうか。
 - ②法人が自ら定めた基本目標を踏まえて、中期的な「基本計画」及びそれに基づく毎事業年度における「年度計画」を作成することとしてはどうか。
 - ③基本目標の認可に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。



- 法人は、「基本目標」として、基本方針に基づき、当該法人が達成すべき業務運営に関する目標を作成するものとし、必要に応じて見直す。
- 法人は、「基本計画」として、基本目標に基づき、当該目標を達成するための計画を作成する。
- 法人は、「年度計画」として、基本計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を作成する。

(参考) 他法人の例

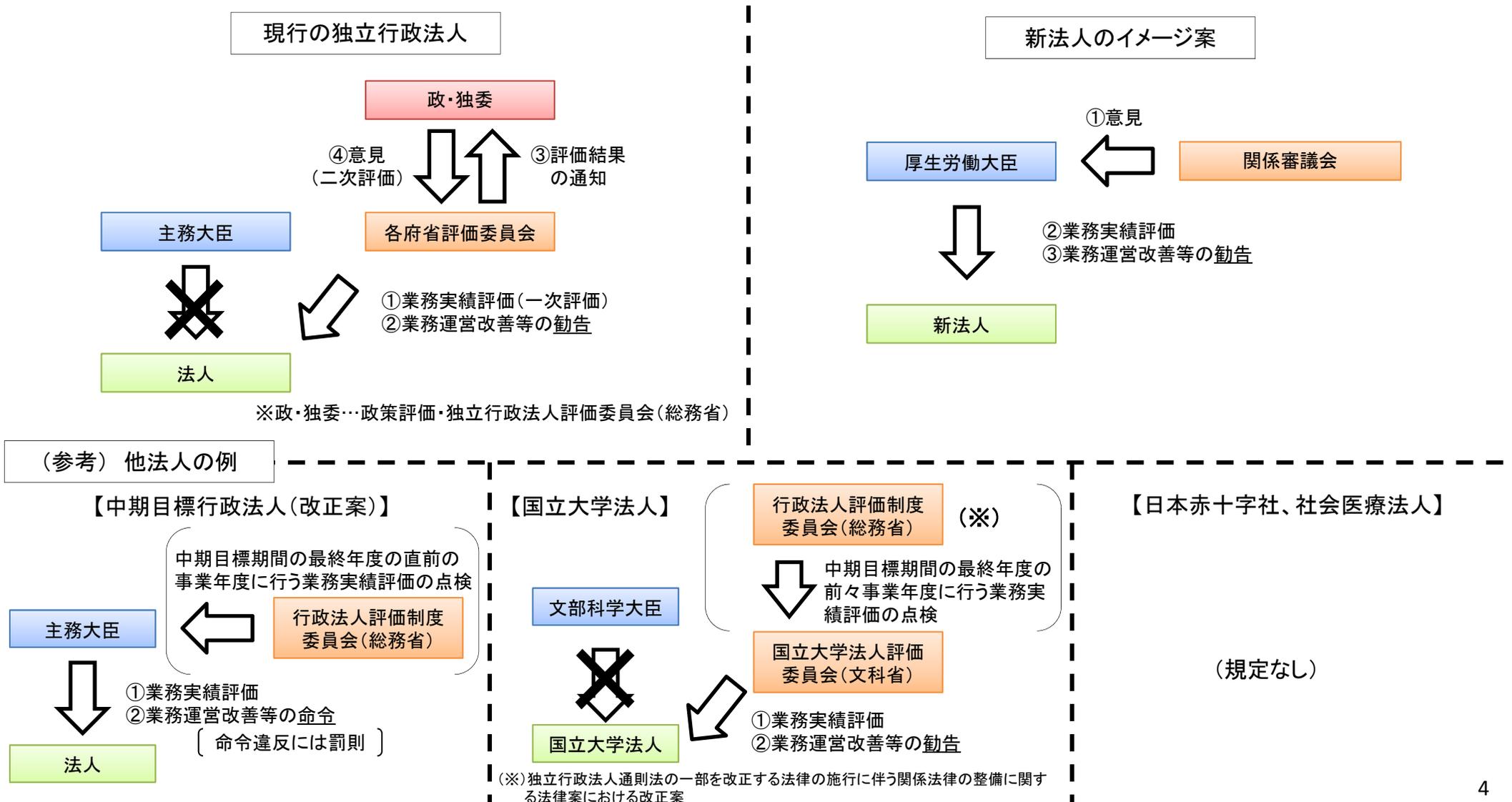


【日本赤十字社、社会医療法人】

(規定なし)

3. 業績評価の実施、評価結果を踏まえた業務運営の改善の勧告

- 【検討の視点】
- ①主務大臣が評価に関与しない現行制度ではなく、政策責任者たる厚労大臣が、法人の業務運営の状況の評価することとしてはどうか。
 - ②評価の結果に基づく業務運営改善の措置については、法人の自律性を促すため、まずは命令ではなく勧告としてはどうか。
 - ③評価に当たっては、第三者チェックの仕組みとして、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会から意見を聴くこととしてはどうか。



新法人の目標・評価の仕組みのイメージ案

